
◇◆◇ 羽切特許事務所 メールマガジン ◇◆◇

このメルマガは当事務所とお取引きいただいている皆様、または
当事務所とご面識のある皆様にお届けしています。

知的財産に関する基礎知識や最新の法改正情報など、実務上お役
に立つと思われる情報をピックアップして、送らせて頂きます。

メルマガ配信をご希望でない場合は、誠に恐縮ですが、下記アド
レスまでお知らせください。

hagiripo@hagiripo.com

— 知財担当者のためのメルマガ —

2026年10月号

◎本号のコンテンツ◎

☆知財講座☆

(57) 発明の進歩性欠如の拒絶理由を構成する主引用文献

☆ニューストピックス☆

■AI生成画像の著作権めぐり提訴（コンテンツ制作会社）

■税関での輸入差止件数が過去最多に（財務省関税局）

■輸入差止申立制度の活用

■画像、建築物、内装に係る意匠登録の出願動向（特許庁）

■「越前がに」の不正表示で措置命令（農水省）

■特許庁を装った不審メールへの注意喚起を発表（特許庁）

財務省関税局は、全国の税関が2026年上半期に差し止めた偽ブラン
ド品などの知的財産侵害物品が過去最多になったと発表しました。

近年、国境を越えた電子商取引（越境EC）の急速な普及に伴い、海
外からの模倣品の流入が増加しています。

そこで今号では、知的財産侵害物品の輸入差止の状況と、模倣品対
策として、税関を活用した「輸入差止申立制度」について紹介します。

（５７）発明の進歩性欠如の拒絶理由を構成する主引用文献

【質問】

「審査を受けている発明は、先行技術文献に記載されている発明に基づいて、当業者が、簡単・容易に発明できたものと認められる」場合には、進歩性が欠如しているという拒絶理由になります。一般的には、「審査を受けている発明と主引用文献記載の主引用発明との間には一致点Aと相違点Bが存在している。相違点Bに関しては副引用文献に記載されている。主引用文献と副引用文献とは同一の技術分野、同一の技術的課題に関するものである点で共通していて、副引用文献に記載されている副引用発明を主引用文献記載の主引用発明に組み合わせることは当業者にとって想到容易」等が拒絶理由で指摘されるという説明を受けています。

この場合、一致点Aに関する発明事項は、１件の主引用文献に記載されていないのでしょうか？特許出願公開公報が発行された同業他社の特許出願に対して「進歩性欠如で特許成立すべきでない」という刊行物提出を行いたいのですが、一件の文献のみで、「この文献に主引用発明が記載されている」と説明するのは難しいと考えています。「複数の文献の記載をあわせて参照することで、一致点Aに関する発明事項が先行技術文献に記載されている」、とすることは許されるのでしょうか？

【回答】

進歩性の判断における主引用文献は１件でなければならないのが原則です。なお、一件の先行技術文献の記載の中から、ひとまとまりの発明概念（＝なんらかの技術的課題を解決する、ひとまとまりの技術的思想）を抽出して、対象発明の進歩性を否定する主引用発明に用いることができます。

＜進歩性の判断に関する特許審査基準の記載＞

特許審査基準には「進歩性の具体的な判断」として次のように記載されています。下線は筆者が引きました。

「審査官は、先行技術の中から、論理付けに最も適した一の引用発明を選んで主引用発明とし、主引用発明から出発して、当業者が請求項に係る発明に容易に到達する論理付けができるか否かを判断する。

審査官は、独立した二以上の引用発明を組み合わせる主引用発明としてはならない。」

＜進歩性の有無が判断される対象になる発明＞

審査の対象になっている発明（＝特許請求の範囲の各請求項に記載されている発明）に特許付与されるべきであるかどうか検討・判断する審査では、進歩性の有無が検討・判断される前に、必ず、新規性の有無についての検討・判断が行われます。特許審査基準には次のように記載されています。

「審査官は、請求項に係る発明が新規性を有しているか否かを、請求項に係る発明と、新規性及び進歩性の判断のために引用する先行技術（引用発明）とを対比した結果、請求項に係る発明と引用発明との間に相違点があるか否かにより判断する。相違点がある場合は、審査官は、請求項に係る発明が新規性を有していると判断する。相違点がない場合は、審査官は、請求項に係る発明が新規性を有していないと判断する。」

そこで、審査対象の発明と、一の引用文献に記載されている引用発明との間に相違点が存在する場合には、「審査対象の発明は新規性を有する」ということになり、次に、「進歩性をも備えている」発明であるかが検討、判断されることになります。

＜独立した二以上の引用発明を組み合わせる主引用発明を認定する手法に対する知的財産高等裁判所の判断＞

特許庁での無効審判において、2つの独立した引用文献の記載を組み合わせる主引用発明を認定した上で、発明の進歩性が否定されて特許無効にされた事件で、主引用発明をそのように認定する手法は誤りであると知的財産高等裁判所で判断されたことがあります。

特許第 6018822 号に対する特許無効審判事件（無効 2017-800070 号）についての審決取消請求事件（平成 30 年（行ケ）第 10175 号、令和元年 12 月 4 日判決言渡）です。

進歩性の判断に関する部分のみを紹介しますと、特許庁の無効審判では、引用例 1 と引用例 2 に記載された発明を組み合わせる「甲 9 発明」が認定され、この「甲 9 発明」を主引用発明とした上で特許無効審判の

対象になっている本件発明と対比し、進歩性欠如という判断が行われていました。

原告（特許権者）は、引用例 1 と引用例 2 の双方を引用文献とし、両者に記載された発明を組み合わせることによって、「甲 9 発明」という単一の主引用発明を認定しているが、そのような認定手法は、新規性と進歩性の区別が失われることになり、妥当ではない、と主張しました。

この点に関して、被告（特許無効審判請求人）は、進歩性判断においては、主引用発明が一つであることは求められているが、主引用発明が一つの文献のみに開示されていることは求められていない、と反論しました。

＜知的財産高等裁判所の判示内容＞

上記の点について知財高裁は次のように判示しました。

「『刊行物に記載された発明』（特許法第 29 条 1 項 3 号）の認定に当たり、特定の刊行物の記載事項とこれとは別個独立の刊行物の記載事項を組み合わせることは、新規性の判断に進歩性の判断を持ち込むことに等しく、新規性と進歩性とを分けて判断する構造を採用している特許法の趣旨に反し、原則として許されないというべきである。」

「よって、・・・引用例 1 と、これと作成者も作成年月日も異なる・・・引用例 2 の記載から、甲 9 発明を認定することはできない。・・・本件審決の甲 9 発明の認定は誤りである。」

なお、この判決では、上記のように判示したで、裁判所が認定した引用発明に基づいて本件発明との対比を行い、相違点に係る容易想到性の判断を示し、最終的には、本件発明に進歩性は認められず、原審決は結論において相当であるとして、原告の請求が棄却されています。

＜引用文献に記載されている発明（＝引用発明）の認定＞

上述したように、審査の対象になっている発明についての進歩性の検討では、「（進歩性の）論理付けに最も適した一の引用発明を選んで主引用発明と」する（特許審査基準）とされています。

ここで、例えば、特許出願公開公報、特許公報などの「頒布された刊行物に記載された発明（特許法第 29 条第 1 項第 3 号）」については特許審査基準で次のように説明されています。下線は筆者が引きました。

「刊行物に記載された発明」とは、刊行物に記載されている事項及び刊行物に記載されているに等しい事項から把握される発明をいう。

審査官は、これらの事項から把握される発明を、刊行物に記載された発明として認定する。

刊行物に記載されているに等しい事項とは、刊行物に記載されている事項から本願の出願時における技術常識を参酌することにより当業者が導き出せる事項をいう。

＜主引用発明の認定＞

上述したように、「刊行物に記載されている事項」及び「刊行物に記載されている事項から本願の出願時における技術常識を参酌することにより当業者が導き出せる事項」を主引用発明として認定することができます。

そこで、進歩性欠如の拒絶理由に引用する主引用発明は、1件の主引用文献に記載されているものでなければならない、と言っても、刊行物である特許出願公開公報や特許公報の「特許請求の範囲」に「請求項」として記載されている事項のみから主引用発明を認定する必要はありません。

一件の特許出願公開公報や特許公報の中から、ひとまとまりの発明概念（＝なんらかの技術的課題を解決する、ひとまとまりの技術的思想）を主引用発明として認定し、拒絶理由、特許異議申立理由、特許無効理由が検討されることになります。

刊行物提出や特許異議申立などを行う際、提出する複数の先行技術文献のそれぞれに記載されているひとまとまりの発明概念をどのように認定し、どの文献を主引用発明が記載されている主引用文献とし、どの文献をどのような副引用発明が記載されている副引用文献として用いるかは簡単な事項ではありません。

そこで、このような場合には、専門家である弁理士に相談されることをお勧めします。

■ ニューストピックス ■

● AI 生成画像の著作権めぐり提訴（コンテンツ制作会社）

生成 AI（人工知能）を利用して制作したモデルの画像と類似した画像を無断で使われ、著作権を侵害されたとして、コンテンツ制作会社が美容室の運営会社に対し、約 2600 万円の賠償などを求めて大阪地方裁判所に提訴しました。

<https://www.sai-beauty.jp/post/sai-beauty-%E3%81%AE%E7%94%BB%E5%83%8F%E3%81%AE%E6%A8%A9%E5%88%A9%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B>

訴えたのは、コンテンツ制作会社「Sai」（大阪市）。同社は全国の美容室向けにヘアカットモデルの AI 画像の制作・販売などを行っています。

訴状などによると、美容室の運営会社は、原告の画像をさらに生成 AI に入力して新たな画像を作成。原告に無断でそれらの画像を美容室のサイトに掲載したとしています。

コンテンツ制作会社は、販売している画像について、髪形、雰囲気、構図など詳細なプロンプト（指示書）を作って AI に作成させたうえで、人の手による修正・加工も行っているとしています。そのため、「生成 AI は『道具』の一つに過ぎず、原告の画像は、思想・感情が創作的に表現された知的創作物だ」と主張しています。

一方、美容室の運営会社側は、生成 AI から出力された画像は、人が作ったものではなく、著作権法上の著作物の要件に該当しないと反論。そのため、著作権侵害は起こり得ないとして、コンテンツ制作会社に損害賠償の請求権がないことの確認を求める訴訟を東京地裁に提起しています。

● 税関での輸入差止件数が過去最多に（財務省関税局）

財務省関税局は、2026 年上半期に全国の税関で偽ブランド品などの輸入を差し止めた件数が、前年比 12.6%増の 1 万 9568 件だったと発表しました。物品数は 138 万 6640 点で、いずれも過去最多となりました。

https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2026_1/index.html

品目別に見ると、最も多かったのは「シール・ステッカー」の 4279 件で、前年同期と比べて 27 倍と大幅に増加しました。幅広い世代から人気を集める立体型のシール「ボンボンドロップシール（ボンドロ）」などの偽物の差止件数が急増しました。

このほか、「衣類」が 4177 件、財布やハンドバッグなどの「バッグ類」が 2960 件などとなっています。

財務省は、模倣品の増加に伴い、税関で人工知能（AI）を活用した X 線画像検査による取り締まりを強化しています。

●人気の「ボンドロシール」の輸入差止を申し立て（クーリア）●

「ボンボンドロップシール」（ボンドロシール）を販売する株式会社クーリアは、「ボンドロシール」の模倣品が海外から大量に流入していることが確認されたとして、商標権（第 6957426 号）に基づいて、税関での輸入差止を申し立て、2026 年 1 月に申立が認められています。

https://www.customs.go.jp/mizugiwa_search/chiteki/syohyoken/4000-1209.htm

「ボンドロシール」は、ぷっくりとした立体感と透明感が特徴のシールで、開発元のクーリアのほか、サンスター文具やサンリオなどのキャラクターを使用したライセンス商品も発売されています。

2024 年 3 月に販売が開始され、発売から約 1 年半で累計 1500 万枚が出荷されるなど、大ヒット商品になりました。発売当初から売り切れが続出し、品薄状態が続く一方、海外の通販サイトやフリマサイトなどを通じて模倣品が多数出回るようになり、メーカー各社が注意を呼びかけています。

模倣品の輸入については、税関での輸入差止申立が認められたため、「ボンドロシール」の商標権を侵害する商品は、輸入されても市場に流通することなく、全国の税関で差し止められるようになっています。

◆輸入差止申立制度の活用◆

「輸入差止申立制度」とは、全国の税関で海外から輸入される侵害物品を「水際」で排除することができる制度です。

https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/b_001.htm

この制度を利用すれば海外で違法に製造された模倣品が日本国内で流通してしまう前に阻止できるので、海外から輸入される模倣品対策に有効です。裁判に比べて低コストであり、結果が出るのが早いのもメリットです。

「輸入差止申立制度」では、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などを侵害する貨物が輸入されようとする場合、権利者が税関長に対して、関税法に基づき、自己の権利を侵害する貨物の輸入を差し止めるよう申し立てることができます。

申立では、輸入者を特定する必要はなく、侵害物品が市場に出回っていることの証明ができれば、海外から輸入された時点で侵害物品を排除することができるため、侵害物品の出所を特定できない場合も、この方法を使うことができます。

申立には、侵害の事実を説明する侵害被疑物品・その写真、弁理士が作成した鑑定書などが必要になるほか、税関で侵害物品であることを識別できるサンプル、写真、カタログなどを提出します。

申立が受理されれば、侵害品は税関で差し止められることになります。

●画像、建築物、内装に係る意匠登録出願の動向（特許庁）

特許庁は、「改正意匠法に基づく新たな保護対象等についての意匠登録出願動向」を発表しました。

https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/document/isyou_kaisei_2019/shutsugan-jokyo.pdf

令和2年4月1日に意匠法が改正され、新たに「画像」「建築物」「内装の」意匠を保護できるようになりました。

これらの保護対象の意匠登録出願件数と登録件数（令和8年9月1日時点）は、次のとおりです。

【出願件数】

- 画像：8,434 件
- 建築物：2,285 件
- 内装：1,528 件

【登録件数】

- 画像：7,173 件
- 建築物：1,933 件
- 内装：1,130 件

また、関連意匠の出願状況も公表されました。それによると、令和 8 年 9 月 1 日時点において、26,138 件（本意匠の公報発行前の出願が 20,896 件、本意匠の公報発行後の出願が 5,242 件）の関連意匠が出願されました。

従来の関連意匠制度では、出願の可能期間が本意匠の意匠公報発行日前まででしたが、改正意匠法により、基礎意匠（最初に本意匠として選択した意匠）の出願から 10 年を経過する日前までとなり、出願の時期的要件が大幅に緩和されるとともに、関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録も認められるようになりました。

●「越前がに」の不正表示で措置命令（農水省）

福井県越前町がふるさと納税の返礼品で扱っていた「越前がに」に地域ブランドとしては扱えないカニが混入していたとして、農林水産省は、地理的表示（GI）保護法に基づき、不正な表示を取り消すことなどを求める措置命令を出しました。

https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/chizai/260924.html

越前町は、ふるさと納税の返礼品の 1 つとして、国が定める地理的表示（GI）保護制度に基づき地域ブランドとして登録されている「越前がに」を採用しています。

農水省によると、「越前がに」の原材料に、脱皮したてで身に水分が多く、地域ブランドとして扱えない「水ガニ」を半分を超えて使っていたとして、GI ブランドとしての条件を満たしておらず、不正表示と認定しました。

農水省は町に対し、「越前がに」に関する加工品や包装、広告などの表示や登録標章の点検を行い、違反する返礼品の取り扱いを中止することを求めました。措置の対象となった返礼品は 4716 件で、町によると、寄付の金額は総額でおよそ 1 億円に上るとしています。

●特許庁を装った不審メールへの注意喚起を発表（特許庁）

特許庁は、同庁を装った不審メールへの注意喚起「特許庁を装った不審なメールにご注意ください」を発表しました（9月8日）。

https://www.jpo.go.jp/news/koho/info/fushin_mail.html

特許庁の発表によれば、現在、特許庁のメールアドレスになりすました不審なメールが送信されているとの情報が特許庁に寄せられているとのことです。

特許庁はメールアドレスのドメイン名として「jpo.go.jp」を使用しており、送信元のメールアドレスを十分に確認し、不審なメールや、送信元、内容に心当たりのないメールを受信した場合は、メールに記載されたURLにアクセスしたり、添付ファイルを開いたりせず、メールを削除するよう呼びかけています。

発行元： 羽切特許事務所

弁理士 羽切 正治

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4 丁目 6 番 1 号
21 東和ビル 4 階

[TEL:03-5213-0611](tel:03-5213-0611) FAX:03-5213-0677

E-mail：hagiripo@hagiripo.com

URL：<https://hagiripo.com/>

本メールマガジンの無断転載はご遠慮下さい。

本メールマガジンの記載内容については正確を期しておりますが、弊所は、利用される方がこれらの情報を用いて行う一切の行為について責任を負うものではありません。